平成２８年（フ）第７８号
山口県下関市貴船町１丁目15番15号
破産者　須藤　和寛
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
香川県高松市塩江町安原上東2064番地
破産者　武田　光市
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９３号
高知市二葉町18番14号
破産者　楠瀬　泰仁
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３７２号
宮崎市太田１丁目２番16号　グランドパレス大淀Ⅱ407号
破産者　安部　健治（旧姓見越）
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６２号
宮崎市大字内海831番地１
破産者　安藤　和美
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市惣領町29番８－102号　サルヴァトーレ惣領、前住所宮崎県宮崎市稗原町74番地　ラヴィーダＡ棟101号
破産者　松田　直子（旧姓尾﨑）
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２１号
福島県郡山市安積町荒井字神明49番地の１
破産者　佐川　敦志
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１０７４号
神奈川県藤沢市辻堂２丁目２番５－401号
破産者　和島　信之
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１１号
横浜市鶴見区矢向６丁目４番22号　矢向駅前コーポ101
破産者　奥山　　明
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８７号
横浜市磯子区洋光台３丁目24番14号　サニーコート202号
破産者　濱田　謙三
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９６号
横浜市青葉区あかね台１丁目15番地21　ハイツなつめ102号
破産者　草間　敏夫
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９８号
新潟市東区もえぎ野２丁目７番31号１
破産者　波多　拓也
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６６号
岐阜県各務原市那加前野町２丁目105番地１（コンパネロＢ）
破産者　髙田　眞弓
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３５５号
愛知県豊田市中当町下貝津207番地４、前住所愛知県豊田市伊保町向山32番地１
破産者　千葉　俊紀
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
愛知県岡崎市中町３丁目１番地５　シャンポール中町203
破産者　杉浦　孝行
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
愛知県安城市古井町小仏26番地１
破産者　杉浦　孝治
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
愛知県豊田市京ケ峰２丁目１番地　市営Ａ１－46号
破産者　安ケ平珠理こと　ヤスガヒラ　ジュリー　ガウイラン
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県明石市藤江1807番地の７
破産者　吹田　憲作
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４８１号
前住所　福岡県遠賀郡水巻町吉田西２丁目２番２号
破産者　神田光男こと　金　　成培
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部